

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究試料取扱規程

制定 平成14年7月1日 14規程第21号

最終改正 令和4年4月1日 令03規程第41号 一部改正

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役職員等が研究所の業務として作製した研究試料の取扱いを規定することにより、研究試料の適正な管理、研究所以外の者との円滑な研究協力及び研究所の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 役職員等 役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって、役員、職員及び契約職員以外の者をいう。
- 二 研究試料 役職員等が創作又は抽出した試薬、試料、実験動物、試作品、化学物質、菌株等の研究目的に使用可能で、技術的観点から何らかの付加価値を有する有体物（以下「有体物」という。）であり、第6条の規定により部門等の長（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章（第6条第1項第2号から第8号を除く。）に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリー及び同規則第6条に規定する連携研究ラボの長をいう。以下同じ。）が研究試料提供契約の対象であると認定したものをいう。ただし、地質情報等有料頒布要領（17要領第47号）及び計量に関する標準物質及び研究開発品有料頒布要領（17要領第20号）に定める有料頒布されるものを除く。
- 三 作製 研究試料の創作又は抽出をいう。
- 四 作製者 研究試料の作製を行った役職員等をいう。
- 五 提供 研究試料を有償又は無償で研究所以外の者に使用させることをいう。ただし、分析依頼の場合及び特許出願のための生物寄託を除く。

(帰属)

**第3条** 研究試料は、特段の定めのない限り、研究所に帰属する。

## 第2章 届出及び管理等

(管理)

**第4条** 役職員等は、創作又は抽出した有体物を適正に管理しなければならない。

(届出)

**第5条** 役職員等は、有体物が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、別に定めるところにより、その旨を速やかに当該役職員等が所属する部門等の長に届け出なければならない。

- 一 研究所以外の者から提供の要請があった場合

- 二 技術的観点からの付加価値が顕在化し、研究所以外の者へ提供することを希望する場合
- 三 その他研究所以外の者へ提供することを希望する場合  
(認定)

**第6条** 部門等の長は、前条の届出がなされたときは、その届出に係る有体物が研究試料提供契約の対象であるか否かの認定を行わなければならない。

- 2 部門等の長は、前項において研究試料提供契約の対象でないと認定したときは、その旨を速やかに役職員等に通知しなければならない。

(理事長への届出)

**第7条** 部門等の長は、前条第1項の規定により、届出に係る有体物が研究試料提供契約の対象であるとの認定を行ったときは、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

### 第3章 提供奨励金

(提供奨励金)

**第8条** 理事長は、研究試料を提供することにより収入を得たときは、その作製者に対して別表により提供奨励金を支払うものとする。

- 2 職務発明に対する補償金の支払要領(13要領146号)第6条は、前項の規定による提供奨励金の支払に準用する。この場合において、「補償金」とあるのは「提供奨励金」と、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

### 第4章 研究試料提供契約等

(研究試料提供契約)

**第9条** 理事長は、研究試料を提供するときは、研究試料提供契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

**第10条** 役職員等は、研究試料に関して、その内容並びに研究所及びその役職員等の利害に係る事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、役職員等が研究所を退職した後も適用するものとする。

(事務の委任)

**第11条** 理事長は、この規程に基づく事務の全部又は一部並びにそれらに付帯する業務を他の者に委任することができる。

(その他)

**第12条** 理事長は、この規程に定めのない研究試料の取扱いについて、必要な措置を講じることができる。

### 附 則 (14規程第21号)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

### 附 則 (16規程第4号・一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則 (17規程第88号・一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則 (19規程第36号・一部改正)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（22規程第74号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第8号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第98号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第32号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

収 入	奨 励 金 の 額
100万円以下の金額	収入×100分の50
100万円を超える金額	(収入－100万円) ×100分の25＋50万円

※ただし、上記収入には研究試料の作製に必要な人件費、材料費、輸送費等は含まない。